

宗務院庶務課からのお願い（依頼事項）

寺院各位

1, 願書・届書の氏名について（確認とお願い）

本山へご提出いただく各書類の氏名につきまして以下のように記入ください。

○代表役員、責任役員及び俗名の氏名は戸籍の姓名となります。

○住職、衆徒等の氏名は戸籍の性と法名の釋以下を名とします。

例：戸籍名が高田一郎で、高田一郎様の院号法名が専修院釋一身の場合は次のように記入下さい。

①代表役員、責任役員の氏名は 高田一郎です。

②住職、衆徒等の氏名は 高田一身です。

※書式に法名で記入とある場合は、②のように記入下さい。

※特に指定の無い場合及び坊守は戸籍の氏名を記入ください。

2, 責任役員及び総代の届けについて（提出依頼）

寺院の責任役員は宗務総長の任命を経て就任します。

寺院の総代は宗務総長への届出が必要です。

宗務総長の任命後及び届出書類受理後、本山の寺院台帳へ記載します。

※所轄庁（都道府県あるいは、文化庁）へ届け出る書類は、宗務総長の任命後または、届出後でなければなりません。所轄庁へ届け出る書類と本山寺院台帳に相違があってははいけません。

また、各寺院規則に沿った選任、任期も必ずご確認ください。

なお、これらの届が未提出また就退任の届が無い場合は、関連する願書（得度、住職補任など）を受理する事が出来ません。また現在お届けいただいています責任役員、総代の確認は庶務課へお尋ね下さい。

3, 寺院後継者問題について（本山への支援依頼について）

各寺院より後任住職、住職代務者の推薦、依頼及びお問い合わせが宗務院へ参ります。寺院個々の問題ではありますが、寺院で解決できない場合は、組内にて調整、検討ください。

組内にて解決が出来ない場合は、組長を経由して宗務院にお持ちください。各組内での研鑽をお願いいたします。

4, 宗教法人法第25条第二項に定める寺院に備えなければならない書類について

その条文の中に寺院規則があります。その規則を必ず備えて下さい。不測の事由により規則を紛失、破損した場合には、代表役員が直ちに所轄庁（本山ではありません）に相談して、規則の謄本の交付を受けてください。

お尋ねは庶務課まで 059-232-4171